



依然、新型コロナウイルスが心配されますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。いつ何が起るかわからないご時世、遺言書のお問合せが増えております。ひろせゆき行政書士事務所では、平成30年成立の民法改正により相続に関するルールが大きく変わったことを受け、遺言書・相続に関する改正点を中心にNews Letterを発行しております。



特別寄与料の新設

息子の嫁など**相続人以外の親族**が、被相続人の療養看護などを**無償**で行っていたような場合、相続人に対して金銭の支払い（特別寄与料）を請求することができるようになりました。

期限：①相続開始を知った時から6カ月

②相続開始から1年以内

とはいっても、相続人らに自ら請求する必要があるため、言い出しにくいということがあのではないのでしょうか。感謝の気持ちを形にするためにも、**遺言書**で指定してあげたいものです。



遺留分侵害請求

不平等な内容の遺言書により、相続財産がもらえなくなったような一定の相続人は、多くもらい過ぎている人に最低限の**金銭**を請求することができます。侵害している相手に対し、口頭で遺留分を請求することも足りませんが、内容証明郵便で遺留分請求の意思を伝えた方が証拠となるでしょう。

兄弟姉妹には遺留分はありません。

期限：①相続開始と遺留分侵害を知った時から1年 ②相続開始時から10年

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護する制度です。大きく分けると、①法定後見制度と②任意後見制度の二つがあります。

①法定後見制度

本人の判断能力が不十分になってから、家族などが家庭裁判所に申立てることで、**裁判所によって選ばれた弁護士などが成年後見人等**として、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約したり、本人が同意を得ないでした買い物などを取り消したりすることで、本人を保護・支援します。

②任意後見制度

本人の判断能力が十分あるうちに、自ら選んだ**代理人（任意後見人）と契約し**、将来認知症や精神障害などで判断能力が**不十分になった時から**財産管理等の支援を受ける制度です。**子どもなど、本人が信頼している人と契約できる**という大きなメリットがあり、契約は**公正証書**で行います。**判断能力が不十分になってからの契約はできません**。2025年には高齢者の5人に1人は認知症になる予測がある今、老後に備えた安心の制度です。